

## (1) 生徒心得

1. 志を高く持ち、進んで計画的に学習し、身体を鍛え、自己の発展向上のために絶えず努力する。
2. 先生や友人との交わりを大切にし、つねに相手の人格を尊重して、言葉・動作を正しく品位あるものにするよう努める。
3. 学校・クラス・部活動など、集団の一員としての立場を自覚し、全体の向上のために積極的に協力する。
4. 家庭・学校を通じて、規律正しい生活習慣の確立に努め、登校・下校・集合などの時間を守る。
5. よい学習環境を保つため、校内の清掃・美化や校具の保全に努める。
6. 服装は清潔・端正で、品位を失わないものにする。
7. 勉学の意思を保持し、正しい学校の秩序を守るために定められたきまりをよく承知して、これを守る。

## (2) 諸種のきまり

1. 登校は午前8時35分まで、下校は4月から9月までは午後6時まで、10月から3月までは午後5時30分までとする。(休業中の下校は、平日は午後4時30分までとする。)
2. 通学の服装は、別表Ⅱのとおりとする。
3. 禁止事項は、次のとおりとする。
  - (1) 暴力・脅迫その他、他人に危害を及ぼす行為
  - (2) 喫煙または飲酒する行為
  - (3) 高校生としてふさわしくない場所への立ち入り
  - (4) 校内における営利的な行為
  - (5) 学校生活に不必要な物の持ち込み
4. 次の場合は、届けまたは許可願いを必要とする。
  - (1) 届けを必要とする場合
    - ①生徒または保護者の住所に変更があったとき
    - ②保護者に異動のあったとき
    - ③保証人に変更があったとき
    - ④負傷その他被害や事故のあったとき
    - ⑤公共物を破損したとき
    - ⑥忌引・出席停止および欠席・欠課・遅刻・早退をするとき
    - ⑦生徒手帳を紛失したとき
    - ⑧下宿するとき
  - (2) 許可願いを必要とする場合
    - ①転学・休学・復学・留学・退学するとき

- ②公休をうけるとき
- ③クラス・校友会等で生徒行事をするとき
- ④特別に校舎・校具を使用するとき
- ⑤土曜日・日曜日・祝日に学校の施設を使用するとき
- ⑥規定の下校時刻以後，残留をするとき
- ⑦校内で会を組織したり，集会をするとき
- ⑧校内で雑誌の編集，ポスターの掲示，印刷物の配布、校内放送の利用，署名集め，募金，映像の上映，火気および通常以外の電気使用，勸品販売などをするとき
- ⑨規定の服装によらないで登校するとき
- ⑩始業から放課までの間で校外に出るとき
- ⑪自転車通学をするとき
- ⑫海外旅行（ホームステイ）・グループ旅行等をするとき
- ⑬校外で団体を組織したり，団体に加入するとき，また集会に参加するとき
- ⑭アルバイトをするとき
- ⑮運転免許を取得するとき
- ⑯携帯電話等の校内持ち込みをするとき

5. 届け書および許可願い書は，校長あてとし，学級担任または担当教員に提出する。  
その手続きについては別表Ⅰのとおりとする。

6. 生徒手帳はつねに携行すること。